明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（その他の基準）

第五条　法第百三十二条の五十七第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　特定の者を差別的に取り扱うものでないこと。

二　法第百三十二条の四十七第一項（法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験（以下単に「試験」という。）を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三　前二号に掲げるもののほか、試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第六条　指定試験機関は、法第百三十二条の五十八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の名称若しくは所在地

ロ　変更しようとする日

ハ　変更の理由

二　試験事務を行う事務所を新設又は廃止しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　新設又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

ロ　新設又は廃止しようとする事務所において試験事務を開始し、又は廃止する日

ハ　新設又は廃止の理由

（無人航空機操縦士試験員の要件）

第七条　法第百三十二条の六十第二項の国土交通省令で定める無人航空機操縦士試験員の要件は、次に掲げるとおりとする。

一　二十二歳以上の者であること。

二　試験事務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

（無人航空機操縦士試験員の選任届等）

第八条　指定試験機関は、法第百三十二条の六十第三項前段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　無人航空機操縦士試験員の氏名及び履歴

二　前号の者が法第百三十二条の六十第一項の事務を行う事務所の名称及び所在地

2　前項の届出書には、同項第一号の者が前条各号に該当すること及び法第百三十二条の六十第五項の者に該当しないことを証明する書類を添えなければならない。

3　指定試験機関は、無人航空機操縦士試験員について第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は無人航空機操縦士試験員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（無人航空機操縦士試験員の研修）

第九条　指定試験機関は、研修要領及び研修計画を定め、すべての無人航空機操縦士試験員についてその職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

（指定試験機関の事務所の管轄区域の公示）

第十条　国土交通大臣は、法第百三十二条の六十一第一項前段の認可をしたときは、第十二条第二号の管轄区域を官報で公示するものとする。当該管轄区域の変更に係る同項後段の規定による認可をしたときも、同様とする。

（試験事務規程の変更の認可の申請）

第十一条　指定試験機関は、法第百三十二条の六十一第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする日

三　変更の理由

（試験事務規程の記載事項）

第十二条　法第百三十二条の六十一第三項の国土交通省令で定める試験事務規程で定めるべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二　試験事務を行う事務所ごとの管轄区域に関する事項

三　試験の実施の方法に関する事項

四　手数料の収納の方法に関する事項

五　試験に係る合格証明書の交付及び再交付に関する事項

六　試験事務に関する秘密の保持に関する事項

七　帳簿書類の管理に関する事項

八　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験事務の実施に係る報告）

第十三条　指定試験機関は、毎事業年度において三月ごとに一回、その期間内に行った試験の結果について、その報告書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

（役員の変更の報告等）

第十四条　指定試験機関は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を記載した報告書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　役員に変更があった場合

二　第四条の構成員（第三項において単に「構成員」という。）のうち主たる者に変更があった場合

2　新たに役員が選任されたことにより前項第一号の報告をするときは、報告書に当該役員が法第百三十二条の五十七第二項第二号に該当しないことを証明する書類を添えなければならない。

3　第一項第二号の報告をするときは、報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　新たに構成員となった者がある場合にあってはその氏名（法人にあってはその法人の名称）

二　変更後の構成員の構成割合

（不正受験者の処分の報告）

第十五条　指定試験機関は、法第百三十二条の五十六第二項の規定により法第百三十二条の四十九第一項（法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　処分の内容及び年月日

二　不正行為に関係ある者の現住所、氏名及び生年月日

三　不正行為のあった試験の種別及び年月日

四　不正行為の内容

（試験事務の休廃止の許可の申請）

第十六条　指定試験機関は、法第百三十二条の六十五第一項の規定により試験事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止又は廃止しようとする試験事務に関する業務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由